

【9用 語】

【下畑…げばた】畑を等級分けしたうちの下級の畑

【地代金…じだいきん】地所代とも言う。質入れした土地の

代金として借用する金銭

【金子…きんす】金貨のこと、又は金銭全般をさす

【慥…たしか】確か、確實、信用できる

【実正…じっしょう】相違ないこと、確かなこと

【然上者…しかるうえは】そのうえは、そうなったからには

【諸役…しよやく】本年貢以外の種々の雑税や夫役（ぶやく）

【何方…いずかた】どちらの方向、どなた

【構無御座…かまいござなく】文句はない、差し支えない、

干渉しない

【奥印…おくいん】本文の内容を保証する意味で記した奥書

に押印すること

【9解 説】

「質地証文」とは、田畑や屋敷地などの土地を質に入れて借金をする時、質入れ主から質取り主へ差し出した証文のことで、「質手

形」ともいう。文面には土地の地名（字名）・等級・面積・年季

（質入れ期間）などが記され、年季明けまでに請け返すことができ
ない時は、流地とすることを明記されるのが一般的な書式である。

なお、幕府は土地の売買について寛永二十年（一六四三）、田畑の
永代売買を禁止し、違反した場合は双方を処罰して土地を没収する
ことにしたが、質入れ・質流れによる実質的な土地の売買は抑制で
きなかつた。

本文書は幕末の慶応三年（一八六七）二月、緑野郡下大塚村（現、
藤岡市）の地主が持ち畑を質入れ、金一両二分を借用した際の証文
であるが、その目的や年季の記載がないところをみると、実際は売
渡し証文であったと思われる。また本文の奥には、下大塚村の名主
が本証文を承認するため署名・捺印（奥印）している。